

小金井市保健福祉総合計画検討作業部会の設置について

1 設置の目的

小金井市保健福祉総合計画（以下「計画」という。）の策定に当たり、庁内の関係課職員による作業部会を組織し、策定作業を円滑に推進する必要があるため、小金井市保健福祉総合計画推進会議設置要綱（以下「要綱」という。）第7条第1項の規定に基づき、小金井市保健福祉総合計画検討作業部会（以下「作業部会」という。）を設置する。

2 所掌事項

作業部会は、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 計画内容の検討及び計画案の作成に関すること。
- (2) 計画策定に係る調査及び研究等に関すること。
- (3) 関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること。
- (4) その他必要な事項に関すること。

3 委員

- (1) 作業部会の委員は、別表に掲げる職員をもって構成する。
- (2) 作業部会は、必要があると認めるときは、部会に委員以外の関係者の出席を求めるものとする。

4 運営

- (1) 作業部会には、委員長及び副委員長を置く。
- (2) 委員長は地域福祉課長をもって充て、副委員長は委員長の指名する委員をもって充てる。
- (3) 委員長は、会議を招集し総理する。
- (4) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

5 推進会議委員長への報告等

- (1) 作業部会は、取りまとめた調査・研究結果を要綱第7条第3項に基づき、小金井市保健福祉総合計画推進会議（以下「推進会議」という。）幹事会に諮った後、推進会議の委員長に報告するものとする。
- (2) 作業部会は、前号に規定する報告の後、検討結果を小金井市保健福祉総合計画策定委員会に報告するものとする。

6 設置期間

作業部会の設置期間は、平成22年10月1日から平成24年3月31日までとする。

7 事務局

- (1) 作業部会の事務局は、福祉保健部地域福祉課に置く。
- (2) 事務局は、作業部会の進行状況を把握し、記録及び資料収集に当たる。